

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

ページ

○建築基準法施行細則の一部を改正する規則

(建築宅地課)

一

### 告 示

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請

(廃棄物対策課)

二

○有害図書類の指定

(共同参画社会推進課)

二

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定

(介護保険室)

二

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定

(同)

三

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定

(同)

四

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出

(同)

四

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出

(同)

五

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

五

○農地保有合理化事業規程の変更の承認

(農業振興課)

六

○保安林の指定の予定

(森林整備課)

六

○保安林の指定の解除の予定

(同)

六

○道路の区域変更

(道路課)

六

○道路の供用開始(三件)

(同)

七

○廃川敷地等の発生

(河川課)

七

○昭和五十六年宮城県告示第七百十九号(水防法第四条の規定による水防

管理団体の指定)の一部改正

(同)

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

(防災砂防課)

八

○昭和四十七年宮城県告示第七百五十一号(建築基準法第二十二條第一項

の規定による区域指定)の一部改正

八

の規定による区域指定)の一部改正

(建築宅地課)

九

○土地改良区の定款変更の認可

(仙台地方振興事務所)

九

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(契約課)

九

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(警察本部会計課)

九

### 選挙管理委員会

○個人演説会等の公営施設の告示の一部改正

一

○政治団体の届出

一

○政治団体の届出事項の異動届

一

○政治団体の解散届

二

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十八年分)

三

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十九年分)

三

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十年分)

三

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十一年分)

四

○資金管理団体の届出

五

○資金管理団体の届出事項の異動届

五

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正

五

### 監査委員

○外部監査人の監査の事務の補助

六

○外部監査人の監査の事務の補助の終了

六

## 規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十三号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

別表第二(一)の項中、「本吉町」を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年九月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第七百四十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 東北石材工業株式会社

2 所在地 宮城県登米市登米町大字日根牛中山二百八十九の三

3 代表者の氏名 代表取締役 三浦 正明

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県登米市登米町大字日根牛中山二百八十九の一

三 産業廃棄物処理施設の種類の

がれき類の破砕施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

がれき類

五 申請年月日

平成二十一年七月二十九日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

2 縦覧期間 平成二十一年八月十八日から平成二十二年九月十八日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十一年十月二日

2 提出場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第七百四十一号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	恋愛白書バステル 9月号	(株)宙出版
二	雑誌	絶対恋愛スイート 8月号	(株)笠倉出版社
三	雑誌	恋愛子エリーピンク 9月号	(株)秋田書店
四	雑誌	恋愛情熱(ラブパッション) 9月号	(株)一水社
五	雑誌	無敵恋愛エスガール 9月号	(株)ぶんか社
六	雑誌	本当にあつた笑える話Pinky 9月号	(株)ぶんか社
七	雑誌	恋愛パラダイス 9月号	(株)竹書房
八	雑誌	特冊新鮮組テラックス 9月号	(株)竹書房
九	雑誌	BLACK BOX 9月号	三英出版

二 指定理由

図書類の内容が、一から八までの図書類にあっては著しく性的感情を刺激し、九の図書類にあっては著しく性的感情を刺激し、甚だしく残忍性を有し、及び著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第七百四十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号 〇四七五一〇二九六八	事業者の名称及び所在地 ヘルパーステイションこもれび 仙台市青葉区一番町二丁目十一番十二号ブレジデント 一番町四〇一号	申請者名 株式会社こもれび	指定年月日 平成二十一年七月一日
〇四七五五〇二〇三五	エバーグリーン・シティヘルパーステーション 仙台市泉区寺岡一丁目二十五番地の一	株式会社松田会	平成二十一年七月一日
〇四七五五〇二〇六八	はまなすヘルパーステイション 仙台市泉区中央二丁目十六番一号トレスピノ泉中央一階	コスモスケア株式会社	平成二十一年七月一日

二 居宅療養管理指導

介護保険事業所番号 〇四六五二九〇〇三	事業者の名称及び所在地 KKR宮城野訪問看護ステーション 仙台市宮城野区東仙台四丁目十六番一号	申請者名 国家公務員共済組合連合会	指定年月日 平成二十一年七月一日
------------------------	---	----------------------	---------------------

三 通所介護

介護保険事業所番号 〇四七五四〇二一一一	事業者の名称及び所在地 デイサービス向日葵 仙台市太白区四郎丸落合一番二十九号	申請者名 株式会社白百合企画	指定年月日 平成二十一年七月一日
〇四七五五〇二〇四三	南光台デイサービスセンター 仙台市泉区南光台東三丁目三番十一号	コスモスケア株式会社	平成二十一年七月一日

四 福祉用具貸与

五 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七〇六〇〇四四六	事業者の名称及び所在地 株式会社ハウス・デポ仙台 トキ才福祉事業部 白石市本鍛冶小路四番地	申請者名 株式会社ハウス・デポ仙台	指定年月日 平成二十一年七月一日
〇四七二二〇〇九四九	株式会社ホロス 登米市南方町西山成八十番地一	株式会社ホロス	平成二十一年七月一日

介護保険事業所番号 〇四七〇六〇〇四四六	事業者の名称及び所在地 株式会社ハウス・デポ仙台 トキ才福祉事業部 白石市本鍛冶小路四番地	申請者名 株式会社ハウス・デポ仙台	指定年月日 平成二十一年七月一日
〇四七二二〇〇九四九	株式会社ホロス 登米市南方町西山成八十番地一	株式会社ホロス	平成二十一年七月一日
〇四七五五〇二〇七六	株式会社ユニークマイン 仙台市泉区南中山一丁目三十九番一号NAKAYAMA Aあさのビル四階	株式会社ユニークマイン	平成二十一年七月一日

〇宮城県告示第七百四十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七五二〇二九七六	事業者の名称及び所在地 株式会社ゴールデンスター フ居宅介護支援センター 仙台市青葉区上愛子字街道六十六番地二十三号	申請者名 株式会社ゴールデンスター	指定年月日 平成二十一年七月一日
〇四七五四〇二一〇三	中田居宅介護支援センター ふれあい 仙台市太白区中田二丁目一十七番九号	株式会社KKS	平成二十一年七月一日
〇四七五五〇二〇二七	アースサポート株式会社 仙台在宅サービスセンター 仙台市泉区七北田字古内百三十番地	アースサポート株式会社	平成二十一年七月一日

〇四七五〇二〇五〇	はまなすケアプランセン 仙台市泉区中央二丁目十 六番一丁目スビーノ泉中 央一階	コスモスケア株式会社	平成二十一年 七月一日
〇四七五三〇一五六〇	りらく居宅介護支援事業所 仙台市若林区木ノ下二丁目 一番三十一号	有限会社ケアサポート東 北	平成二十一年 七月十五日

〇宮城県告示第七百四十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。  
平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四七五二〇二九六八	ヘルバーステイションこも れび 仙台市青葉区一番町二丁目 十一番十二号レジデント 一番町四〇一号	株式会社こもれび	平成二十一年 七月一日
〇四七五五〇二〇三五	エバーグリーン・シティヘ ルバーステイション 仙台市泉区寺岡一丁目二十 五番地の一	株式会社松田会	平成二十一年 七月一日
〇四七五五〇二〇六八	はまなすヘルバーステー ション 仙台市泉区中央二丁目十 六番一丁目スビーノ泉中 央一階	コスモスケア株式会社	平成二十一年 七月一日

二 介護予防居宅療養管理指導

介護保険事業所番号 〇四六五一九〇〇一三	事業者の名称及び所在地 KKR宮城野訪問看護ス テーション 仙台市宮城野区東仙台四丁 目十六番一号	申請者名 国家公務員共済組合連合 会	指定年月日 平成二十一年 七月一日
-------------------------	---	--------------------------	-------------------------

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 〇四七五四〇二二一一	事業者の名称及び所在地 デイサービス向日葵 仙台市太白区四郎丸落合一 番三十九号	申請者名 株式会社白百合企画	指定年月日 平成二十一年 七月一日
〇四七五五〇二〇四三	南光台デイサービスセン ター 仙台市泉区南光台東三丁目 三番十二号	コスモスケア株式会社	平成二十一年 七月一日

四 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七〇六〇〇四四六	事業者の名称及び所在地 株式会社ハウス・デポ仙 台 トキオ福祉事業部 白石市本鍛冶小路四番地	申請者名 株式会社ハウス・デポ仙 台	指定年月日 平成二十一年 七月一日
〇四七二二〇〇九四九	株式会社ホロス 登米市南方町西山成八十番 地一	株式会社ホロス	平成二十一年 七月一日

五 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七〇六〇〇四四六	事業者の名称及び所在地 株式会社ハウス・デポ仙 台 トキオ福祉事業部 白石市本鍛冶小路四番地	申請者名 株式会社ハウス・デポ仙 台	指定年月日 平成二十一年 七月一日
〇四七二二〇〇九四九	株式会社ホロス 登米市南方町西山成八十番 地一	株式会社ホロス	平成二十一年 七月一日
〇四七五五〇二〇七六	株式会社ユニークマイ ン 仙台市泉区南中山一丁目三 十九番一号NAKAYAMA Aあさのビル四階	株式会社ユニークマイ ン	平成二十一年 七月一日

〇宮城県告示第七百四十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨届出があった。  
平成二十一年八月十八日

一 訪問看護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四六五五九〇〇三二	事業者の名称及び所在地 セコム泉訪問看護ステーション 仙台市泉区泉中央三丁目十八番一号ネットワークセブ ン三階	申請者名 セコム医療システム株式 会社	廃止年月日 平成二十一年 七月三十一日
-------------------------	--	---------------------------	---------------------------

二 福祉用具貸与

介護保険事業所番号 ○四七五二〇一四七一	事業者の名称及び所在地 まるごと仙台営業所 仙台市宮城野区東仙台二丁 目四番地七号	申請者名 株式会社二葉研究所	廃止年月日 平成二十一年 七月十七日
○四七五二〇〇五九八	あおば介護センター 仙台市宮城野区榴岡四丁目 九番十六号グランドシャリ オ二階	有限会社リバープロジェ クト	平成二十一年 七月三十一日

三 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 ○四七五二〇一四七一	事業者の名称及び所在地 まるごと仙台営業所 仙台市宮城野区東仙台二丁 目四番地七号	申請者名 株式会社二葉研究所	廃止年月日 平成二十一年 七月十七日
○四七五二〇〇五九八	あおば介護センター 仙台市宮城野区榴岡四丁目 九番十六号グランドシャリ オ二階	有限会社リバープロジェ クト	平成二十一年 七月三十一日

○宮城県告示第七百四十六号  
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から  
次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十一年八月十八日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四二二六二〇一八〇	事業者の名称及び所在地 松島医療生活協同組合松島 海岸診療所 宮城県松島町松島字普賢堂 二番地の十一	申請者名 松島医療生活協同組合	廃止年月日 平成二十一年 七月三十一日
-------------------------	--	--------------------	---------------------------

○四六二六九〇〇二五	松島医療生活協同組合訪問 看護ステーションまつしま 宮城県松島町松島字普賢堂 二番地の十一	松島医療生活協同組合	平成二十一年 七月三十一日
○四七二二〇〇〇八八	川崎町在宅介護支援セン ター 柴田郡川崎町大字前川字北 原二十三番地の一	川崎町	平成二十一年 七月三十一日
○四七五四〇一七七四	長町在宅介護支援センター 仙台市太白区長町五丁目三 番二十号	テルウェル東北株式会社	平成二十一年 七月三十一日

○宮城県告示第七百四十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、指定介護予防サービス事  
業者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号 ○四六五五九〇〇三二	事業者の名称及び所在地 セコム泉訪問看護ステーション 仙台市泉区泉中央三丁目十 八番一号ネットワークセブ ン三階	申請者名 セコム医療システム株式 会社	廃止年月日 平成二十一年 七月三十一日
-------------------------	--	---------------------------	---------------------------

二 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 ○四七五二〇一四七一	事業者の名称及び所在地 まるごと仙台営業所 仙台市宮城野区東仙台二丁 目四番地七号	申請者名 株式会社二葉研究所	廃止年月日 平成二十一年 七月十七日
○四七五二〇〇五九八	あおば介護センター 仙台市宮城野区榴岡四丁目 九番十六号グランドシャリ オ二階	有限会社リバープロジェ クト	平成二十一年 七月三十一日

三 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	廃止年月日
-----------	-------------	------	-------

○四七五二〇一四七一	まるごと仙台営業所 仙台市宮城野区東仙台三丁目四番地七号	株式会社二葉研究所	平成二十一年七月十七日
○四七五二〇〇五九八	あおば介護センター 仙台市宮城野区榴岡四丁目九番十六号グラウンドシヤリオ二階	有限会社リバープロジェクト	平成二十一年七月三十一日

○宮城県告示第七百四十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一一二〇〇三三二	登米市社協南方福祉作業所あやめ園 登米市南方町山成百八十八番地三	就労継続支援B型	社会福祉法人登米市社会福祉協議会	平成二十一年八月一日

○宮城県告示第七百四十九号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所  
みやぎ亘理農業協同組合
  - 二 農地保有合理化事業の実施地域  
亘理郡亘理町逢隈田沢字遠原二十六番地
  - 三 農地保有合理化事業の種類  
山元町における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された地域をいう。）の区域
  - 四 農地保有合理化事業の種類  
農地売買等事業（法第四条第二項第一号に規定する事業をいう。）
- 変更の承認年月日  
平成二十一年八月十日

○宮城県告示第七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林予定森林の所在場所  
石巻市田代浜字石峠一〇〇、一〇一の二
- 二 指定の目的  
潮害の防備
- 三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
  - (一) 主伐は、択伐による。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係るものは次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所  
栗原市花山字草木沢上原四〇の一、四〇の四から四〇の六まで、四一の一、四一の二
- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

○宮城県告示第七百五十二号



道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 岩沼海浜緑地線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
岩沼市押分字新田東一九三番一地从先から 同市押分字新大同四一一番一地从先まで	七・〇 一一・〇	一〇・〇 四四・〇		一、三四五・〇 一、三四五・〇

○宮城県告示第七百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河南南郷線	石巻市北村字朝日前一五番一地从先から 同市北村字朝日前七番一地从先まで	平成二十一年 八月十八日

○宮城県告示第七百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	岩沼海浜緑地線	岩沼市押分字奥山七八番一地从先から 同市押分字新大同四一一番一地从先まで	平成二十一年 八月十八日

○宮城県告示第七百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	岩入一迫線	大崎市鳴子温泉鬼首字上岩入四〇番一地从先から 同市鳴子温泉鬼首字上岩入三七番一地从先まで	平成二十一年 八月十八日

○宮城県告示第七百五十六号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 河川の名称
  - 一級河川鳴瀬川水系鳴瀬川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日  
平成二十一年五月二十一日
- 三 廃川敷地等の位置  
加美郡加美町字西七番三
- 四 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 二十七平方メートル

○宮城県告示第七百五十七号  
 昭和五十六年宮城県告示第七百十九号（水防法第四条の規定による水防管理団体の指定）の一部を次のように改正し、平成二十一年九月一日から施行する。

平成二十一年八月十八日

「本吉町」を削る。

○宮城県告示第七百五十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
境沢	土石流	気仙沼市唐桑町境及び同町上川原（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防犯課及び宮城気仙沼土木事務所
上川原沢	土石流	気仙沼市唐桑町上川原、同町只越及び同町唯越（次の図のとおり）		
上川原沢2	土石流	気仙沼市唐桑町上川原、同町只越及び同町唯越（次の図のとおり）		
大畑沢2	土石流	気仙沼市唐桑町大畑及び同町唯越（次の図のとおり）		
大畑沢	土石流	気仙沼市唐桑町大畑、同町只越及び同町唯越（次の図のとおり）		
大畑沢	土石流	気仙沼市唐桑町大畑、同町只越及び同町唯越（次の図のとおり）		
岩井沢	土石流	気仙沼市唐桑町岩井沢（次の図のとおり）		
岩井沢2	土石流	気仙沼市唐桑町岩井沢及び同町載鉤（次の図のとおり）		
載鉤沢	土石流	気仙沼市唐桑町載鉤（次の図のとおり）		
載鉤沢2	土石流	気仙沼市唐桑町載鉤（次の図のとおり）		

載鉤沢3	土石流	気仙沼市唐桑町載鉤及び同町小田（次の図のとおり）
載鉤沢3	土石流	気仙沼市唐桑町載鉤及び同町小田（次の図のとおり）
藤浜沢	土石流	気仙沼市唐桑町宿浦（次の図のとおり）
浦沢	土石流	気仙沼市唐桑町浦（次の図のとおり）
浦沢2	土石流	気仙沼市唐桑町浦（次の図のとおり）
浦沢3	土石流	気仙沼市唐桑町浦（次の図のとおり）
小鯖の1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町小鯖（次の図のとおり）
小鯖の2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町小鯖（次の図のとおり）
小鯖の3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町小鯖（次の図のとおり）
鮎立の2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町鮎立（次の図のとおり）
鮎立の3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町鮎立（次の図のとおり）
浦	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町浦（次の図のとおり）
浦	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町浦（次の図のとおり）
境	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町境、同町上川原及び同町只越（次の図のとおり）
藤浜	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町宿浦（次の図のとおり）
藤浜	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町宿浦（次の図のとおり）
藤浜	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町宿浦（次の図のとおり）
鮎立の4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町上鮎立（次の図のとおり）
鮎立の4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町上鮎立（次の図のとおり）
岩井沢	急傾斜地の崩壊	気仙沼市唐桑町岩井沢（次の図のとおり）



(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。)

○宮城県告示第七百五十九号

昭和四十七年宮城県告示第七百五十一号(建築基準法第二十二條第一項の規定による区域指定)の一部を次のように改正し、平成二十一年九月一日から施行する。

平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表本吉町の項を削る。

○宮城県告示第七百六十号

富谷北部土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十條第二項の規定により、平成二十一年八月六日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年八月十八日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 齋 藤 俊 夫

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

1 除雪ドーザ 二台

2 凍結防止剤散布車 二台

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十一年八月五日

四 落札者の名称及び所在地

1 一の1の購入物品 株式会社KCMJ仙台営業所 仙台市宮城野区扇町三丁目七番三十五号

2 一の2の購入物品 株式会社KCMJ仙台営業所 仙台市宮城野区扇町三丁目七番三十五号

五 落札金額

- 1 一の1の購入物品 二千八百八十五万四千円
  - 2 一の2の購入物品 三千八百九十万二千五百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十一年六月二十六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 ヘリコプターテレビシステム整備業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十日まで

4 業務物件 警察用航空機「くりこま」

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）（第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十一年九月四日（金）、午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八〇・八四二〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二・二二一・七七一、内線二三三二）

2 入札説明書の交付期限  
平成二十一年九月四日（金）、午後五時まで。

3 一般競争入札参加資格審査  
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十一年九月十日（木）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間にあって、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限  
(一) 日時 平成二十一年九月二十五日（金）、午後五時まで  
(二) 場所 1に同じ

(三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時までに到達すること。  
ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。  
5 開札の日時及び場所  
(一) 日時 平成二十一年九月二十八日（月）、午前十一時  
(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三〇二会議室

四 入札に参加することができない者  
1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者  
2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他  
1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。  
2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第一百十三条及び第一百十四条の規定による。  
3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て

た金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 契約書作成の要否 要

7 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Item/Service Required : Procurement of helicopter television system (1 set)
- 2 Duration of Contract : From October 1, 2009 to March 30, 2010
- 3 Service Object : Police aircraft "KURIKOMA"
- 4 Bid Deadline : 5 : 00 pm, September 25, 2009
- 5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan. TEL 022-221-7171 EXT. 2232

選挙管理委員会

○宮選管告示第百十七号

平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

美里町駅東地域交流センターの項の次に次のように加える。

美里町下二郷コミュニティセンター

同 郡同 町二郷字蔵人主二号十番地

○宮選管告示第百十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十一年八月十八日

宮城県選挙管理委員会

(その他の政治団体)

委員長 佐藤 健 一

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
Change!仙台	佐藤 崇弘	佐藤 豊	仙台市青葉区本町三・五・二	平成二十一年七月一日
わたなへ健一郎後援会	大松澤實俊	渡辺 史子	黒川郡大郷町中村字町浦三・一	平成二十一年七月三日
仙台市の未来を考えよう会	桜井 享修	井野川久也	仙台市若林区卸町三・六・一三	平成二十一年七月六日
健康福祉仙台	浅野 公道	千葉 道子	仙台市青葉区国分町一・八・一四	平成二十一年七月七日
つばきはら慎一後援会	齋藤 敏行	齋藤 敏行	仙台市青葉区一番町一・二・一八	平成二十一年七月八日
斎藤ひろし後援会	今野 享	斎藤 博	大崎市三本木字大豆坂五四	平成二十一年七月三十日

(ロ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
橋本きよひと橋本後援会	橋本 清仁	沼倉 昭仁	岩沼市館下一・五・一四	衆議院議員	平成二十一年七月二日
豊かな福祉をつくる会	佐藤 豊	白石圭太郎	仙台市泉区市名坂字町二六	衆議院議員	平成二十一年七月二十九日

(ハ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
豊かな福祉をつくる会	佐藤 豊	白石圭太郎	仙台市泉区市名坂字町二六	衆議院議員	平成二十一年七月二十九日

○宮選管告示第百十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十一年八月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日

自由民主党金成支部	渡辺 信男	会計責任者	高橋 洋	須藤 金男	平成二十一年 七月二日
自由民主党宮城県 看護連盟支部	富田きよ子	代表者	富田きよ子	阿部 歌子	平成二十一年 七月三日
自由民主党石越支部	猪股 研	会計責任者	菊地 雅幸	吉田 徹	平成二十一年 七月二十九日
(その他の政治団体)					
政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
安部俊三後援会	小池 幸夫	主たる事務 所の所在地	柴田郡柴田町西 船迫三・三・六	柴田郡柴田町北 船岡二・一八・ 二二	平成二十一年 七月一日
宮城県商工政治連 盟大崎支部	武藤 利孝	代表者	武藤 利孝	丸 一男	平成二十一年 七月二日
同	同	主たる事務 所の所在地	大崎市鹿島台平 渡字西銭神一三	大崎市松山千石 字松山二八五	平成二十一年 七月二日
伊藤淳後援会(1 20%の会)	長曾我部紘	代表者	長曾我部紘	高橋 賢一	平成二十一年 七月三日
宮城県看護連盟	富田きよ子	同	富田きよ子	阿部 歌子	平成二十一年 七月三日
宮城県商工政治連 盟くろかわ支部	大崎 勝治	同	大崎 勝治	佐々木 豊	平成二十一年 七月三日
同	同	会計責任者	鎌田 寛	氏家栄太郎	平成二十一年 七月三日
宮城県商工政治連 盟巨理山元支部	森 輝雄	代表者	森 輝雄	櫻井 隆	平成二十一年 七月三日
同	同	会計責任者	森 輝雄	櫻井 隆	平成二十一年 七月三日
梅原かつひこ後援 会	長池 博子	主たる事務 所の所在地	巨理郡山元町山 寺字山下七三	巨理郡巨理町達 限鹿島字西鹿島 一三七・一	平成二十一年 七月三日
同	同	同	仙台市青葉区中 央一・一〇・一	仙台市青葉区 四丁一・八・一	平成二十一年 七月六日
活力仙台	菅原 裕典	同	仙台市青葉区中 央一・一〇・一	仙台市青葉区 四丁一・八・一	平成二十一年 七月六日
宮城県商工政治連 盟加美支部	森 益朗	代表者	森 益朗	遠藤 悦次	平成二十一年 七月七日
同	同	会計責任者	遠藤 悦次	森 益朗	平成二十一年 七月七日
同	同	主たる事務 所の所在地	加美郡加美町字 南町六三・一	加美郡色麻町一 の関字原屋敷一	平成二十一年 七月七日

中野正志後援会	橋本 典子	代表者	橋本 典子	佐々木昌二	平成二十一年 七月八日
宮城県商工政治連 盟松島支部	福田 正朗	同	福田 正朗	石川三千孝	平成二十一年 七月九日
同	同	主たる事務 所の所在地	宮城県松島町高 城字町九〇	宮城県松島町根 廻字長山二	平成二十一年 七月九日
仙台みどり風の 会	小関 忠夫	代表者	小関 忠夫	奥山恵美子	平成二十一年 七月十日
大石正光宮城県後 援会	及川 一榮	同	及川 一榮	佐藤 清夫	平成二十一年 七月十四日
米澤まきこ後援会	米澤まき子	主たる事務 所の所在地	多賀城市大代二 四・一六	多賀城市大代二 四・一五	平成二十一年 七月十六日
宮城県商工政治連 盟河南桃生支部	男澤 孝基	代表者	男澤 孝基	齋藤 歳勝	平成二十一年 七月二十七日
宮城県商工政治連 盟美里支部	伊藤 文明	同	伊藤 文明	齋藤英一郎	平成二十一年 七月二十八日
同	同	会計責任者	上野 伸一	山岸 三男	平成二十一年 七月二十八日
税理士による桜井 充を支援する会	高橋 心也	代表者	高橋 心也	中川 信廣	平成二十一年 七月三十一日
同	同	主たる事務 所の所在地	仙台市宮城野区 原町南目字町一 四七	仙台市青葉区五 橋二・三・七	平成二十一年 七月三十一日
土井とおるチャレ ンジ <sup>21</sup>	和田 弘	同	仙台市青葉区大 町一・一・一〇	仙台市青葉区二 日町一・一・一二	平成二十一年 七月三十一日
安住淳連合後援会	佐藤 文志	国会議員関 係政治団体 の区分	法第十九条の七 第一項第二号に 係る国会議員関 係政治団体	国会議員関係政 治団体以外の政 治団体	平成二十二年 七月二十八日
○宮選管告示第百二十号					
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治 団体が解散した旨届出があった。					
平成二十一年八月十八日					

(その他の政治団体)

宮城県選挙管理委員会  
委員長 佐藤 健 一

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日 解散届出年月日  
 佐藤しげよし後援会 菅原 熊雄 平成二十一年七月七日 平成二十一年七月十日  
 宮城小泉あきお会 石塚 寛祐 平成二十一年六月三十日 平成二十一年七月十三日  
 税理士による日出英輔 菅野 勉 平成二十一年七月十五日 平成二十一年七月十五日  
 後援会  
 齋藤ひろし後援会 今野 亨 平成二十一年七月二十七日 平成二十一年七月三十日  
 ○宮選管告示第百二十一号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十八年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。  
 平成二十一年八月十八日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 佐藤 健 一

（その他の政治団体）  
 政治団体の名称 齋藤ひろし後援会  
 報告年月日 平成21年 7月30日  
 1 収入・支出の総額  
 (1) 収入総額 〇 円  
 ア 前年繰越額 〇 円  
 イ 本年収入額 〇 円  
 (2) 支出総額 〇 円  
 ○宮選管告示第百二十一号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十九年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。  
 平成二十一年八月十八日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 佐藤 健 一  
 政治団体の収支報告書の要旨  
 （その他の政治団体）

政治団体の名称 齋藤ひろし後援会  
 報告年月日 平成21年 7月30日  
 1 収入・支出の総額  
 (1) 収入総額 〇 円  
 ア 前年繰越額 〇 円  
 イ 本年収入額 〇 円  
 (2) 支出総額 〇 円  
 ○宮選管告示第百二十三号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。  
 平成二十一年八月十八日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 佐藤 健 一

（その他の政治団体）  
 政治団体の名称 佐藤しげよし後援会  
 報告年月日 平成21年 7月10日  
 1 収入・支出の総額  
 (1) 収入総額 〇 円  
 ア 前年繰越額 〇 円  
 イ 本年収入額 〇 円  
 (2) 支出総額 〇 円  
 政治団体の名称 税理士による日出英輔後援会

報告年月日 平成21年5月8日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

103,879 円

イ 本年収入額

166 円

(2) 支出総額

103,879 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア その他の収入

166 円

合 計

166 円

(2) 支出の内訳

合 計

0 円

政治団体の名称 宮城小泉あきお会

報告年月日 平成21年6月15日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

1,743 円

イ 本年収入額

0 円

(2) 支出総額

0 円

○宮城県知事職団二十回会

宮城県知事職団二十回会(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十一年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その提出を次のとおり公表する。

平成二十一年八月十八日

宮城県選挙管理委員会

収 入 部 佐 藤 健 一

政治団体の収支報告書の要旨

(その他の政治団体)

政治団体の名称 斎藤ひろし後援会

報告年月日 平成21年7月30日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0 円

ア 前年繰越額 0 円

イ 本年収入額 0 円

(2) 支出総額 0 円

政治団体の名称 佐藤しげよし後援会

報告年月日 平成21年7月10日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0 円

ア 前年繰越額 0 円

イ 本年収入額 0 円

(2) 支出総額 0 円

政治団体の名称 税理士による日出英輔後援会

報告年月日 平成21年7月17日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 103,936 円

ア 前年繰越額 103,879 円

イ 本年収入額 57 円

(2) 支出総額 103,936 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア その他の収入 57 円

合 計 57 円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費 3,936 円

イ 備品・消耗品費 3,936 円

ロ 政治活動費 100,000 円

ハ 寄附・交付金 100,000 円

合 計 103,936 円

政治団体の名称 宮城小泉あきお会

報告年月日 平成21年7月13日

1 収入・支出の総額



(1) 収入総額	1,743 円
ア 前年繰越額	1,743 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	1,743 円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
合 計	0 円
(2) 支出の内訳	
ア 政治活動費	1,743 円
(ア) 組織活動費	1,743 円
合 計	1,743 円

○宮選管告示第百二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第一項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成二十一年八月十八日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 佐藤 健 一

（その他の政治団体）

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
佐藤 崇弘	仙台市長	Change! 仙台	仙台市青葉区本町三・五・二二	佐藤 崇弘	平成二十一年七月一日

○宮選管告示第百二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十一年八月十八日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 佐藤 健 一

（その他の政治団体）

資金管理団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
とみた文志後援会	富田 文志	公職の種類	大崎市議会議員	田尻町議会議員	平成二十一年七月一日

山田和明後援会	山田 和明 同	大崎市議会議員	鹿島台町議会議員	平成二十一年七月六日
横山えこ子後援会	横山 悦子 同	大崎市議会議員	古川市議会議員	平成二十一年七月六日
米澤まきこ後援会	米澤まき子	主たる事務所の所在地	多賀城市大代二 四・一六 多賀城市大代二 四・一五	平成二十一年七月十六日

○宮選管告示第百二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成十九年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十年宮選管告示第八十七号の一部を次のとおり改める。

平成二十一年八月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

米澤まきこ後援会の平成十九年分収支報告書の訂正

1 収入・支出の総額中

「(1) 収入総額	0 円」を「(1) 収入総額	4,041,975 円」に、
「イ 本年収入額	0 円」を「イ 本年収入額	4,041,975 円」に、
「(2) 支出総額	0 円」を「イ 本年収入額	4,002,541 円」に改める。

その次の行に、

「2 収入・支出の内訳」

「(1) 収入の内訳」

「ア 寄附 附」	4,041,975 円」
「(ア) 寄附（内訳別掲）」	4,041,975 円」
「a 個人からの寄附	4,041,975 円」
「合 計	4,041,975 円」

「寄附の内訳」

「ア 個人からの寄附」

「（寄附者の氏名）（金額）（住所）」

「米澤まき子 4,041,975 円 多賀城市」

「その他 0 円」

「合 計 0 円」

「(2) 支出の内訳」



「ア」 経常経費	3,964,640 円」
「イ」 人件費	1,021,013 円」
「ロ」 光熱水費	91,648 円」
「ハ」 備品・消耗品費	274,112 円」
「ニ」 事務所費	2,577,857 円」
「ホ」 政治活動費	37,901 円」
「ヘ」 寄附・交付金	37,901 円」
「合 計	4,002,541 円」

### 副 査 帳

#### ○宮城県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年8月18日

宮城県監査委員	内 海	太
宮城県監査委員	佐々木	敏 克
宮城県監査委員	遊 佐	勘左衛門
宮城県監査委員	工 藤	鏡 子

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
山 根 徹 也	仙台市若林区石名坂84番地の1
	スライツ河原町ガーデンスエズエア306

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成21年8月17日から平成22年3月31日まで

#### ○宮城県監査委員告示第9号

包括外部監査人柴田純一から、次の者に当該包括外部監査人の監査の事務を補助させる必要がなくなった旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第9項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年8月18日

宮城県監査委員	内 海	太
宮城県監査委員	佐々木	敏 克
宮城県監査委員	遊 佐	勘左衛門

宮城県監査委員 工 藤 鏡 子  
 住所  
 包括外部監査の事務を補助する者でなくなった者の氏名及び住所  
 氏 名 住 所  
 渡 邊 雅 章 名取市増田字関下169番地の1 13街区1画地909号